平成２３年（再イ）第２号
宮崎市大字本郷南方3983番地12
再生債務者　江藤眞由美
1　決議に付する再生計画案　平成23年８月５日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　平成23年９月９日まで
平成23年８月12日
宮崎地方裁判所民事部個人再生係

平成２３年（再イ）第７号
京都府亀岡市東つつじケ丘曙台２丁目１番８－１号
再生債務者　田中　久晴
1　決議に付する再生計画案　平成23年８月２日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　平成23年９月12日まで
平成23年８月10日
京都地方裁判所園部支部再生係

平成２３年（再イ）第１４号
三重県伊勢市小俣町明野323番地８
再生債務者　田邉　昌則
1　決議に付する再生計画案　平成23年７月25日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成23年９月１日
3　再生計画案に対する回答期間　平成23年９月１日まで
平成23年８月11日
津地方裁判所伊勢支部再生係

平成２３年（再イ）第１号
熊本市田崎１丁目５番24号
再生債務者　佐々木広士
1　決議に付する再生計画案　平成23年８月10日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成23年９月８日
3　再生計画案に対する回答期間　平成23年９月８日まで
平成23年８月11日
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（再イ）第９号
広島県呉市安浦町大字赤向坂1172番地
再生債務者　野村　　健
1　決議に付する再生計画案　平成23年７月29日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成23年９月９日
3　再生計画案に対する回答期間　平成23年９月９日まで
平成23年８月12日　　広島地方裁判所呉支部

平成２３年（再イ）第１０号
広島県呉市広白石２丁目６番33―403号
再生債務者　河原　深雪
1　決議に付する再生計画案　平成23年８月８日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成23年９月９日
3　再生計画案に対する回答期間　平成23年９月９日まで
平成23年８月12日　　広島地方裁判所呉支部

平成２３年（再イ）第１１号
広島県呉市焼山東１丁目18番２―504号
再生債務者　伊藤　壽紀
1　決議に付する再生計画案　平成23年８月４日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成23年９月９日
3　再生計画案に対する回答期間　平成23年９月９日まで
平成23年８月12日　　広島地方裁判所呉支部

小規模個人再生による再生計画不認可

平成２３年（再イ）第８号
愛媛県松山市山越４丁目６番８号
再生債務者　佐川　允崇
1　主文　本件再生計画を認可しない。
2　理由の要旨　平成23年８月５日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法231条２項３号に定める事由がある。
平成23年８月12日　　松山地方裁判所

小規模個人再生による再生計画取消

平成１８年（再イ）第２３１号
熊本県上天草市大矢野町中5805番地
再生債務者　沼田　　明
1　主文　本件再生計画を取り消す。
2　理由の要旨　平成19年４月20日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
平成23年８月11日
熊本地方裁判所民事第１部

平成１８年（再イ）第２１４号
岐阜県各務原市蘇原青雲町２丁目55番地２
再生債務者　市川　由佳
1　主文　本件再生計画を取り消す。
2　理由の要旨　平成19年７月３日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
平成23年８月12日　　岐阜地方裁判所

平成１９年（再イ）第２３号
埼玉県行田市大字南河原2742番地10
再生債務者　髙梨　正彦
1　主文　本件再生計画を取り消す。
2　理由の要旨　平成19年９月27日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
平成23年８月11日
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（再イ）第６号
徳島県三好市池田町中西コヤシキ1018番地２
再生債務者　東條　　勇
1　主文　本件再生計画を取り消す。
2　理由の要旨　平成21年９月１日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
平成23年８月12日　徳島地方裁判所美馬支部

平成２１年（再イ）第５４５号
札幌市中央区南11条西１丁目１番18―905号
再生債務者　熊谷　直樹
1　主文　本件再生計画を取り消す。
2　理由の要旨　平成21年11月26日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
平成23年８月12日
札幌地方裁判所民事第４部

小規模個人再生による免責決定

平成２３年（モ）第９０５０１号
大阪府茨木市水尾１丁目11番10号
再生債務者　山本　忠士
1　主文　再生債務者を免責する。
2　理由の要旨　再生債務者が再生計画を遂行することが極めて困難であり、かつ、民事再生法235条１項各号に定める事由がある。
平成23年８月11日
大阪地方裁判所第６民事部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２３年（再ロ）第６号
沖縄県浦添市勢理客２丁目１番32―203号コーポ樽２
再生債務者　徳嶺　寿江
1　決定年月日時　平成23年８月10日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年９月７日まで
4　一般異議申述期間　平成23年９月21日から平成23年９月28日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（再ロ）第１号
函館市湯川町１丁目２番16号
再生債務者　平野　良勝
1　決定年月日時　平成23年８月12日午前10時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年９月９日まで
4　一般異議申述期間　平成23年９月26日から平成23年10月13日まで
函館地方裁判所

平成２３年（再ロ）第３号
福岡県うきは市吉井町新治462番地７
再生債務者　大山　秀昭
1　決定年月日時　平成23年８月12日午後２時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年９月９日まで
4　一般異議申述期間　平成23年９月20日から平成23年９月26日まで
福岡地方裁判所久留米支部個人再生係

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２３年（再ロ）第１号
千葉県八千代市高津832番地１　高津団地２街区８棟502号
再生債務者　穴吹　嘉英
1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年８月８日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成23年８月26日まで
平成23年８月11日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係